

【別紙】

〈医療保険利用者〉定められた自己負担額

訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週3日まで	5,500円/日
	週4日目以降（理学療法士等5,550円）	6,500円/日
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	週3日まで	5,500円/日
	週4日目以降（理学療法士等5,550円）	6,500円/日
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	入院中の外泊時に訪問した場合 （1泊2日以上の外泊で1日につき）	8,500円/回
訪問看護管理療養費（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ以外）	月の初日	7,670円/日
機能強化型訪問看護管理療養費Ⅰ	月の初日	13,230円/日
機能強化型訪問看護管理療養費Ⅱ	月の初日	10,030円/日
機能強化型訪問看護管理療養費Ⅲ	月の初日	8,700円/日
訪問看護管理療養費1	月の2回目以降	3,000円/日

〈加算〉

24時間対応体制加算		6,800円/月
緊急訪問看護加算（月14日まで）		2,650円/回
緊急訪問看護加算（月15日目以降）		2,000円/回
緊急時訪問（時間外加算）	夜間（18時～22時）	2,100円/回
	早朝（6時～8時）	
	深夜（22時～6時）	4,200円/回
特別管理加算（Ⅰ）	気管カニューレ・留置カテーテル等	5,000円/月
特別管理加算（Ⅱ）	在宅酸素・人工肛門・真皮を超える褥瘡等	2,500円/月
難病等複数回訪問看護加算	1日に2回訪問した場合	4,500円/日
	1日に3回以上訪問した場合	8,000円/日
長時間訪問看護加算（※1） （特別指示書・特別管理加算対象者） （15歳未満の超・準超重症児、別表8）	訪問時間が通算90分を超える場合 （週1回に限り）	5,200円/日
	別に厚生労働大臣が定めるもの （週3日まで）	5,200円/日
乳幼児加算	1日あたり	1,500円/日
複数名訪問看護加算	看護師＋看護職員等	4,500円/週1
	看護師＋看護補助者等	3,000円/週1
複数名訪問看護加算 （厚生労働大臣の定めがある場合）	看護師＋看護補助者等 1日1回3,000円、2回6,000円、1日3回以上10,000円	
訪問看護情報提供療養費	該当者のみ	1,500円/月
訪問看護医療DX情報活用加算		50円/月
退院時共同指導加算（※2）	特別な関係でも算定可	8,000円/回
特別管理指導加算（※3）		2,000円/回
退院支援指導加算（※4）		6,000円/回

	(長時間の場合)	8,400円/回
在宅患者連携指導加算 (※5)	特別な関係でも算定可	3,000円/回
在宅患者緊急時カンファレンス加算 (※6)	月2回まで算定可	2,000円/回
ターミナルケア療養費	(該当者の方のみ)	25,000円
専門管理加算	(該当者の方のみ)	2,500円/月
〈その他の料金〉	保険対象外	
エンゼルケア	該当者の方のみ	5,500円
医療消耗品等	訪問看護ステーションからお持ちした品	実費

- ※1 15歳未満の超重症児又は準超重症児への長時間訪問看護を行った場合は、週3回に限り算定
- ※2 退院後に円滑に訪問看護が提供できるよう、入院中に医療機関と共同し在宅療養上必要な指導を行った場合
- ※3 特別な管理を必要とする方に対し、退院共同指導を行った場合
- ※4 退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合
- ※5 医療関係職種間で共有された情報を基に指導を行った場合
- ※6 診療方針の変更等に伴い、関係する医療従事者と療養上必要な指導を行った場合